

ブレトンウッズ機構と最貧国

植 松 忠 博

は し が き

現代世界において、約10億人の絶対的貧困層と並んで、経済的にもっとも困難な状況におかれているのは、三十数ヵ国、3億人にのぼる最貧国（Least Developed Countries）の住民である。最貧国問題は近年次第に重要視されてきており、1981年9月にはパリでUNCTAD主催の最貧国会議も開催されるに至っている。しかし、他方では、最貧国に対する一般の関心は薄く、最貧国とその他の諸国との経済格差が拡大しているという現実がある。一般に貧しい国といえば、熱帯地方の、裸足で歩く未開部族の国というイメージが強いために、人々の貧しさの原因をその国の内部、その人々自身の中に求めがちであるが、現在の最貧国のほとんどは、過去に西欧列強による植民地支配をうけて、国内の人的資源、天然資源、経済的余剰を収奪された国であり、今日の貧しさは、そうした収奪の歴史的な結果である。しかも現代の先進諸国が、国内では経済的自由に加えて国民の間の平等を基本目標に掲げ、福祉社会の建設を追求する一方、国際社会においては、天然資源の供給や製品の販路をこうした貧しい国に強く依存しながら、国際社会のルールづくりにおいては各国間、各国国民間の平等原則を捨てて、もっぱら政治的パワーを基礎とした経済的自由のみを承認しているのは、明らかな矛盾である。最貧国問題は、単に我々とは別世界の特殊な国の問題としてではなく、先進諸国による歴史的収奪の帰結であり、相互依存関係の強い現代国際社会における平等原則の欠落の結果として、理解されなければならない。

本稿は、開発途上国のうちの「最貧国」という一つの象徴的な存在にスポットを当てて、現代の支配的経済機構であるブレトンウッズ機構が、最貧国に対して如何なる政治的配慮を講じているかを検討するものである。最初に第1節で最貧国の決定過程を追ひ、その現状を明らかにした後で、第2節で、GATT, IMF, 世界銀行グループのそれぞれの政策を検討しよう。

I 最貧国とは何か

1. 最貧国の確定

最貧国とは何かという問いに対する答は、実は容易でない。それは開発途上国のなかの一国を他の一国より貧しいと判断する明確で客観的な尺度が存在しないからである。しかし、先進国と開発途上国との間に経済発展の格差が存在するように、開発途上諸国の間に経済的、社会的格差が存在していることは厳然たる事実であり、実際、開発途上国のなかの最も開発の遅れた国に対する特別措置の必要性は南北問題を討議する最初の時点から認識されていた。例えばプレビッシュは既に、1964年の第1回UNCTAD総会の事務局長報告のなかで、最貧国に対する特別措置の必要性を開陳している。

「低開発国のなかの最も開発程度の遅れた国と最も進んだ国との間の生産力の格差は、低開発国の中の最も進んだ国と工業先進国との間の生産力の格差よりも遙かに大きい。従って、一般に低開発国に対して特惠を供与することを正当化すると同じ考え方によって、低開発国の中でも最も開発程度の遅れた国に対しては、最も進んだ国に与えるよりも、実質的に大きい特惠を供与することが必要となろう。(中略)

しかし、これだけでは十分ではない。最も開発程度の遅れた諸国については、国家的及び国際的政策上の特別の目標を設定し、同時に、これらの目標を達成するための特別の措置を採ることが必要であろう。こうした措置には、

かかる諸国にとっての輸出市場の機会を検討し、それによってその輸出を促進し、これら諸国と最も開発程度の進んだ諸国とのギャップに見合う、より高い一人当たり水準の援助を供与するための、特別の努力が含まれるべきである。⁽¹⁾

ただし、当時は既存の国際経済秩序（ブレトンウッズ体制）に対する開発途上国の不満が噴出した時代であり、UNCTAD も最貧国に対する配慮を払う余裕はなかったといえるであろう。第1回総会において、開発途上国側は一部の先進国（フランス、ベルギーなど）の援助格差論に対して、開発途上国の統一を分断するものとして、これを排斥している。

最貧国問題は次の第2回 UNCTAD 総会（1968年）の中で再び取り上げられ、最貧国に対する特別措置の必要性を決議24（II）によって確認した。これを基礎にして、その年の国連総会是最貧国問題の検討を公式に国連事務総長に要請し、事務総長は開発計画委員会（Development and Planning Committee, DPC）を招集、開発計画委員会は1970年の1月に作業グループをつくり、翌1971年春に、後発開発途上国（Least Developed among Developing Countries, LDDC）に関する考え方を示すとともに、次の3条件をみたとす25カ国を特にハードコアの最貧国（hard core least developed countries）としてリストアップした。⁽²⁾その3条件とは、

- （1）1968年のドル価格で一人当たり国内総生産（GDP）が100ドル以下
- （2）GDP に占める製造業産出額のシェアが10%以下
- （3）15歳以上の、成人識字率が20%以下

これである。この内、一人当たり GDP は貧困と全体的な開発程度の指標を示し、GDP に占める製造業シェアは経済の構造改革の程度を示し、識字率は

（1）プレビッシュ [6]、邦訳135、137ページ。

（2）Report of the Committee for Development Planning on its seventh session (E/4990)、以下の叙述はこのレポートによる。

訓練と熟練を積んだ人的資源の規模を示すとされている。

この時点で上の3条件をみたした国は、

アフリカではボツワナ、ブルンディ、チャド、ダオメー（現在のベナン）、エチオピア、ギニア、レソト、マラウイ、マリ、ニジェール、ルワンダ、ソマリア、スーダン、ウガンダ、タンザニア、オートボルタの16ヵ国、

アジアではアフガニスタン、ブータン、ラオス、モルジブ、ネパール、シッキム、(北)イエメンの7ヵ国、

および南太平洋の西サモア、西インド諸島のハイチの合計25ヵ国であった。⁽³⁾

1971年12月の国連総会は総会決議2768 (XXVI) によってこの開発計画委員会のリストを承認するとともに、あわせてリストの定期的な見直しを同委員会に要請した。これが国連による正式の最貧国確定の瞬間であった。

その後、この見直し、具体的には3条件の中の第1条件の修正によって、1975年にはバングラデシュ、中央アフリカ、(南)イエメン、ガンビアの4ヵ国が、1977年にはカーボベルデとコモロの2ヵ国が、1981年6月にはギニアビサウが、最貧国として追加承認され、またこの間シッキムが最貧国から除外されたため、1981年9月のパリ会議の時点では最貧国は31ヵ国であった。ちなみにその後1982年12月の国連総会は、第1条件を、「1977～79年ドル価値で一人当たりGDPが285ドル以下」と修正することによって、新たにジブティ、赤道ギニア、サントメプリンシペ、シエラレオネ、トーゴの5ヵ国を最貧国として承認し、その結果、現在（1983年12月時点）では最貧国は、アフリカが26、アジアが8、それに南太平洋の西サモアと西インド諸島のハイチを加えて、合計36ヵ国に達している。こうした歴史的経緯をみると、最貧国の数は今後も増加することが予想される。

(3) 厳密に言うとは、この25ヵ国が上の3条件を完全にみたしているわけではない。GDPに関しても、ボーダーラインのケースについては、例えば一人当たりGDPが120ドルまで認めるとか、統計が不正確であってもハードコアの最貧国として認めている場合がある。*ibid*, para. 65.

後発開発途上国に対する特別措置は、「第二次国連開発の10年のための国際開発戦略 (DDII)」（1970年）で確認され、第3回のUNCTAD 総会では、決議62 (III) によって、経済・技術援助、技術移転、一次産品協定、一般特惠供与、開発途上国間協力などの分野における特別措置が確認されている。

最貧国に類似するものとして、1974年の国連資源特別総会で決定された「石油危機により最も深刻な影響を受けた国 (Most Seriously Affected Countries, MSAC)」と、世界銀行の分類による「低所得国 (Low Income Countries, LIC)」とがある。前者は1973～74年の第一次石油危機によって最も深刻な打撃を受けたと指定された開発途上国であり、当初41ヵ国、現在45ヵ国存在する。後者は一人当たり所得の低い国であり、1978年の世界開発報告では、1976年現在250ドル以下の34ヵ国、1983年の報告では、1981年現在400ドル以下の34ヵ国⁽⁴⁾を指す。いずれもある意味で最も貧しい国であり、本稿の対象とする最貧国と重複する国も多いので、ここでは分析の視野の外におくが、

(4) 本稿の最貧国を P, MSAC を M, 低所得国を L で記号化すると、現在これに該当する国は以下のとおりである。

アジアでは、アフガニスタン (P. M. L), バングラデシュ (P. M. L), ビルマ (M. L), ブータン (P. L), カンボジア (M. L), インド (M. L), ラオス (P. M. L), モルジブ (P), ネパール (P. M. L), パキスタン (M. L), スリランカ (M. L), ベトナム (L), 中国 (L), 南イエメン (P. M), 北イエメン (P. M)

アフリカでは、ベナン (P. M. L), ボツワナ (P), ブルンジ (P. M. L), カメルーン (M), カーボベルテ (P. M), 中央アフリカ (P. M. L), チャド (P. M. L), コモロ (P), ジブチ (P), エジプト (M), 赤道ギニア (P), エチオピア (P. M. L), ガーナ (M. L), ガンビア (P. M), ギニア (P. M. L), ギニアビサウ (P. M), 象牙海岸 (M), ケニア (M), レソト (P. M), マダガスカル (M. L), マラウイ (P. L), マリ (P. M. L), モーリタニア (M), モザンビーク (M. L), ニジェール (P. M. L), ルワンダ (P. M. L), サントメプリンシペ (P), セネガル (M), シエラレオネ (P. M. L), ソマリア (P. M. L), スーダン (P. M. L), トーゴ (P. L), ウガンダ (P. M. L), タンザニア (P. M. L), オートボルタ (P. M. L), ザイール (L),

中南米では、エルサルバドル (M), グアテマラ (M), ガイアナ (M), ハイチ (P. M. L), ホンジュラス (M),

大洋洲では、西サモア (P. M)。

上記の36ヵ国以外にも同じように貧しい国が存在することを認識することは必要である。

2. 最貧国の現状

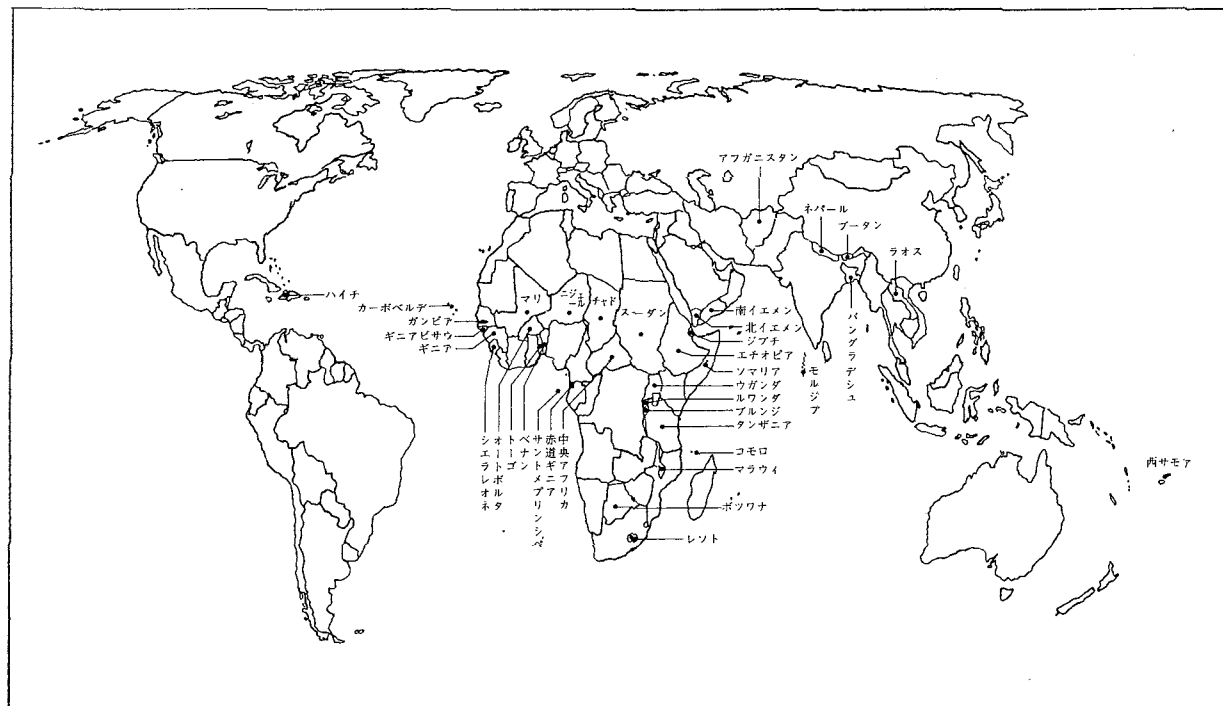
こうして現在では、国連で正式に最貧国と認定された国が、世界に36ヵ国存在するのであるが、実は、私自身も含めて、最貧国に関する一般の知識は非常に乏しいのではないかと思う。アジアの最貧国は別として、ボツワナとかコモロというアフリカの最貧国については、その名を初めて聞かれる読者もおられるであろう。第1図は、そうした読者と私自身のために、最貧国の地理的所在を示すものである。これによって、最貧国の大多数がサハラ砂漠以南の熱帯アフリカ地域に位置するとともに、その他にも、モルジブやコモロのような小さな島嶼国、アフガニスタン、ネパール、マラウイのような内陸国が多数存在することも理解されよう。

グローバルな規模で最貧国の経済的状況を捉えるために、第1表をみていただきたい。最貧国は36ヵ国で、その人口は約2億9000万人、世界人口45億の6.5%に当る。70年代の最貧国の人口増加率は2.6%であり途上国全体の平均増加率に等しく、先進諸国や東欧諸国のそれを遙かに上回っている。

最貧国2億9000万人の一人当たりGDPの水準は1981年に公定為替レート換算で220ドル、これはアジア社会主義諸国を除く全開発途上国の970ドルの約1/4、先進諸国国民の9681ドルの、実に約1/40である。しかもこの一人当たりGDPの成長率は、60年代、70年代を通じて最貧国では0.3%、0.6%であったのに対して、途上国全体では2.9%、3.3%、先進諸国では3.7%、2.5%、東欧諸国では5.6%、4.4%であって、最貧国とその他の諸国との間で、格差が広がっていることがわかる。最貧国問題の重要性はこの格差の拡大にある。

また最貧国では国内の生活に占める製造業の比率が極端に低く、農業の比重が高いことが特徴である。表にみられるとおり最近でもGDPに占める製造業のシェアは9%に過ぎず、農業のそれは47%に達する。労働人口に占め

第1図 最貧国の地理的分布



第1表 最貧国のマクロ経済指標

		最 貧 国	全 途 上 国	先 進 諸 国	東欧社会主義国
国の数		36		28	8
人口, 1981, 百万人		290.6	2,280.4	788.8	382.8
人口増加率, 1970~80, %		2.6	2.6	0.8	0.8
一人当り GDP, 1981, ドル		220	970	9,681	3,963
同上成長率, 1970~80, %		0.6	3.3	2.5	4.4
GDP に占める農業生産シェア, %		47	17		
GDP に占める製造業生産シェア, %		9	18		
労働人口に占める農業労働人口比率, %		81	58		
一人当り生産増加率 1970~80, %	農業生産	- 1.1	0.0		
	食糧生産	- 0.7	0.2		
	製造業生産	1.4	4.2		
一人当り輸出購買力増加率 1970~80 (1980ドルターム)		-13.4	11.0		
輸 出 内 訳 (1980, %)	全食糧品 (0 + 1 + 22 + 4)	37.1	31.2		
	農業原料 (2 - 22 - 27 - 28)	14.8	9.7		
	燃 料 (3)	14.2	7.0		
	鉱石, 金属 (27 + 28 + 67 + 68)	14.3	9.0		
	製造品 (5 + 6 + 7 + 8 - 67 - 68)	17.9	41.4		
	そ の 他 (9)	1.7	1.8		

注 1. 地域分類は, UNCTAD, *Handbook of International Trade and Development* による.

ここではアジア社会主義諸国を除外してある. 途上国の数は記載されていない.

2. 輸出購買力とは, 輸出額指数を輸入価格指数でデフレートしたもの.

3. 輸出内訳は SITC 分類による.

出典, UNCTAD Secretariat, *Basic Data on the Least Developed Countries*,

TD/276/Add.1, 1983 より作成.

る農業人口の比率も8割を上回っている。しかもその上, 60年代, 70年代を通じて商品作物以外の農業生産が停滞し, とりわけ食糧生産の増加が都市を中心に急増した人口増加に追い付かなかったために, しばしば大規模な飢饉に見舞われ, 農業国である最貧国が食糧の輸入に頼らざるを得ないという, 皮肉な結果を引き起している。

最貧国の輸出は、ほかの開発途上国と比較して、製造品の輸出が少なく、コーヒー、茶などの食糧品、綿、ジュートなどの農業原料、原油（南イエメン）などの燃料、および鉱石・金属が比較的多いが、70年代には石油の輸入価格の昂騰が響いて、輸出の購買力が極端に低下した。その結果、輸出が輸入を大幅に下回り、外国援助がなければ存立できない経済状況に陥っているといえよう。

次に、最貧国の実状を第2表によってもう少し個別にみてみよう。

(1) 国民一人当りの所得は、国内にダイヤモンドと銅、ニッケルの鉱山を有し、同時に隣国南ア共和国に出稼ぎにでているボツワナを別とすれば、ほとんどの国で400ドル以下であり、20カ国が300ドルを下回っている。

(2) 国内総生産 GDP に占める製造業生産額のシェアは、アフガニスタンなど8カ国を除けば、すべて10%以下である。

(3) 平均寿命は、1, 2の例外を除いて、50歳に達していない。その主要な原因の一つとみられる乳児（1歳以下）の死亡率は、ウガンダを例外として、すべて10%以上である。ここにはとりあげていないが、世界銀行の『世界開発報告1983』付表23によれば、5歳以下の幼児の死亡率はほとんど20～30%であり、なかにはオートボルタ、北イエメン、シエラレオネのように50%に達する国もある。⁽⁵⁾

(4) 小学校就学率は国によって相当のバラツキがある。レソトやコモロのようにほぼ完全就学の国もあれば、ブータンのように10%台の国もある。しかし、それにも拘わらず、15歳以上の成人の識字率は、表にみられるとおり、レソト、ソマリア、ウガンダ、タンザニアの4つの例外を除いて、すべて50%以下であり、10カ国近くが20%以下である。

(5) また『世界開発報告1983』付表24によれば、そこに掲載されている26の最貧国のうち、1980年時点で、国民一人当たり必要カロリーをみたしてい

(5) 世界銀行『世界開発報告 1983』, 付表23。

第2表 最貧国の基礎的指標と過去の歴史

		一人当り G D P 1981, ¥ ₁₀₀	G D P に 占める 製造業 シェア 1981, %	成 人 識 字 率 1980, %	乳 児 死 亡 率 1981, %	過 去 の 歴 史
ア	アフガニスタン	238*	20	20	20.5	内陸国, 1880英保護領, 1919独立
	バングラデシュ	118	8	26*	13.5	1858英領インド, 1947東パキスタン州, 1971独立
ジ	ブータン	109	11	—	14.8	内陸国, 1910英保護領, 1947インド保護国
	ラオス	98*	4*	44	12.6	内陸国, 1899仏領インドシナ, 1945独立宣言
ア	モルジブ	320*	4	—	—	島嶼国, 1887英保護領, 1965独立
	ネパール	157	4*	19	14.8	内陸国
	南イエメン	347*	14*	40	14.3	16世紀よりトルコ支配下, 1937英植民地, 1967独立
	北イエメン	558	6*	21	19.0	同上, 1918独立
ア	ベナン	242	5	28	15.2	1904仏領西アフリカ, 1960独立
	ボツワナ	1204	6	—	—	内陸国, 1885英保護領, 1966独立
	ブルンジ	225	10	25	12.0	内陸国, 1885独領東アフリカ, のちベルギー委任統治, 信託統治を経て, 1962独立
	カーボベルデ	288	5	—	—	島嶼国, 1587ポルトガル植民地, 1975独立
	中央アフリカ	261	14	33	14.6	内陸国, 19世紀末仏植民地, 1960独立
	チャド	173	8	15*	14.6	内陸国, 1945仏領赤道アフリカ, 1960独立
	コモロ	285	5	—	—	島嶼国, 1886までに仏保護領, 1975独立
	ジブテ	476*	9*	—	—	1885までに仏植民地, 1977独立
	赤道ギニア	175*	5*	—	—	15世紀ポルトガル領, 18世紀スペイン領, 1968独立
	エチオピア	148	10	15	14.5	1936—41伊占領,
フ	ガンビア	388	3	—	—	英仏交互支配ののち1783英植民地, 1965独立
	ギニア	360	3	20*	16.3	19世紀末仏植民地, 1958独立
リ	ギニアビサウ	268	2	—	—	1879ポルトガル植民地, 1973独立
	レソト	281	5	52	11.3	内陸国, 1868英保護領, 1884英直轄植民地, 1966独立
	マラウイ	265	15	25*	16.9	内陸国, 1891英保護領, 1953中央アフリカ連邦, 1964独立
	マリ	194	8	10*	15.2	内陸国, 19世紀末仏植民地, 1960独立
	ニジェール	354	5	10	14.3	内陸国, 1922仏領西アフリカ, 1960独立
	ルワンダ	251	13	50	13.7	内陸国, ブルンジと同じ経過を経て, 1962独立
	サントメプリンシペ	579	5	—	—	島嶼国, 1522ポルトガル植民地, 1975独立
	シエラレオネ	378	5	15*	20.5	19世紀末までに英保護領, 1961独立
	ソマリア	386	6	60*	14.5	19世紀後半英, 伊に分割統治, 1960合体独立
	スーダン	380*	7*	32	12.2	1888英エジプト共同統治, 1956独立
カ	トーゴ	421	6	18*	10.7	19世紀末独保護領, のち英仏分割統治, 1960独立
	ウガンダ	356*	4*	52	9.6	内陸国, 1896英保護領, 1962独立
	タンザニア	283	9	79	10.1	1891独領, のち英委任統治, 信託統治を経て, 1961独立
	オートボルタ	150*	14	5	20.8	内陸国, 1946仏領西アフリカ, 1960独立
中南米	ハイチ	312	18	23	11.2	島嶼国, 15世紀末スペイン領, 1795仏領, 1803独立
太平洋	西サモア	623*	—	—	—	島嶼国, 19世紀末独領, 1919ニュージーランド委任統治, 1962独立

注 1. *印のデータは, 当該年以外または暫定値である。

出典, 一人当り GDP と GDP に占める製造業シェアは第1表と同じ。成人識字率と乳児死亡率は世界銀行『世界開発報告1983』。過去の歴史は共同通信社『世界年鑑』その他により作成。

る国は、ソマリア、ベナン、スーダン、レソトの4ヵ国だけである。

「幸福な家庭はみな一様に幸福であるが、不幸せな家族はそれぞれに不幸せである」というのは、トルストイの『アンナ・カレーニナ』の書き出しであるが、これに対して「経済的に豊かな国はみな一様に工業化によって豊かになったが、経済的に貧しい国はそれぞれ異なった理由によって貧しい」というのが、最貧国論の出発点である。第2表の右欄にそれぞれの国の地理的、歴史的メモを記している。大半の国が19世紀に西欧列強の植民地に編成され、その国本来の発展を妨げられてきている。

また、アフガニスタンははじめ15の国が内陸国であり、海洋へのアクセスをもたないと同時に、モルジブなど4ヵ国は逆に海洋の中の小さな島嶼国であることも注目に値する。

II ブレトンウッズ機構

最貧国問題が表面化したのは60年代後半であるから、当然のことながら、戦後初期に整備された、GATT、IMF、IBRDなどのブレトンウッズ機構の中には、最貧国への特別措置は考慮されていなかった。しかし、これらの諸機構も、その後の歴史過程のなかで、開発途上国から激しい批判を浴びて、協定や機構の一部を変更してきているので、そうした変更がどこまで開発途上国の、特に最貧国の状況を考慮しているのかを検討しておきたい。

1. GATT

第二次大戦後の国際貿易の担当機関としては、当初国際貿易機関（International Trade Organization, ITO）⁽⁶⁾が予定されていた。1948年10月に採

(6) ブレトンウッズ機構の成立過程については、R. Gardner [2] が詳しい。ITOの構想と挫折については、同書、第8章、第14章、第17章をみよ。

択された「国際貿易機関憲章」は9章からなり、後に「関税と貿易に関する一般協定 (GATT)」として独立した第4章通商政策の他に、完全雇用をめざす各国の国内経済拡大政策の推進 (第2章)、開発途上国特惠関税と戦災国復興 (第3章)、国際商品協定の締結 (第6章) など、包括的で積極的な国際貿易体制の構築をめざし、そのための組織として国際貿易機関 (ITO) を予定していた。⁽⁷⁾ IMF や IBRD と同様に、ITO もまたアメリカ政府が積極的に計画したものであるが、戦後の保守的な議会の批准が得られず、結局流産してしまい、第4章のみが GATT 協定として残ったのである。

GATT には3つの原則が存在する。(1) 関税の引き下げと輸入数量制限の撤廃による自由貿易の推進、(2) その方法としての互惠主義 (reciprocity)、および (3) 特惠関税など貿易差別待遇を否定する無差別主義 (最恵国 [Most Favoured Nation, MFN] 待遇の供与)。この3原則は、確かに戦後の国際貿易の飛躍的な拡大に貢献した。しかし、第3表が明らかに示しているとおり、貿易拡大の中心は先進諸国であり、途上国や最貧国はその恩

第3表 戦後の各地域の輸出シェアと平均輸出増加率

(単位, %)

	1950年 シ ョ ア	1950～60 増 加 率	1960年 シ ョ ア	1960～70 増 加 率	1970年 シ ョ ア	1970～80 増 加 率	1980年 シ ョ ア
開発市場経済諸国	52.2	7.1	66.8	10.0	71.3	18.9	63.0
ソ連・東欧諸国	6.8	10.8	10.1	8.7	9.8	18.1	7.8
アジア社会主義諸国	1.3	10.9	1.6	3.1	0.8	23.1	1.0
開発途上諸国	30.8	3.0	21.5	7.2	17.9	26.1	28.2
主要石油輸出国	7.2	7.3	7.5	7.9	6.7	31.7	16.9
主要製造品輸出国	6.9	0.9	3.3	8.2	3.0	24.9	4.2
最貧国	1.5	2.7	1.1	4.5	0.7	13.1	0.4
その他	15.2	1.9	9.8	6.5	7.6	19.6	6.7
全 世 界	100.0	6.4	100.0	9.3	100.0	20.4	100.0

出典, UNCTAD, *Handbook of International Trade and Statistics*, 1983.

Table 1.1および1.5より作成.

(7) ITO 憲章 (ハバナ憲章) は、金田近二編著 [13] に収録されている。

恵に浴することが少なかった。なぜか、それはこれら諸国の輸出競争力が小さかったこともさることながら、事実上経済力に格差がある先進国と開発途上国とを対等（無差別）に扱い、貿易拡大に互惠主義を持ち込んだ GATT の原則そのものに欠陥があったというべきであろう。本来輸出競争力が弱い上に、国際収支の構造的赤字と国内産業育成の必要性を抱えている開発途上国、とくに貧しい国々にとって、先進国と対等に国内を開放する余裕はないからである。⁽⁸⁾

GATT が無差別原則を修正して開発途上国に対する特別措置を認めたのは、1965年の GATT 第 4 部「貿易と開発」の追加が最初である。GATT 第 4 部は、途上国への配慮を記した第 36 条「原則と目的」、先進国の協力を求める第 37 条「低開発国のための先進国の協力」、および国際的な協力体制の整備を求める第 38 条「低開発国のための共同行動」とからなり、抽象的ながら、開発途上国の経済開発を優先して、GATT 本来の無差別原則を修正することを認めている。ただしこの段階では、開発途上国一般について述べられているだけで、開発途上国の中でも特に貧しい国に対する特別優遇措置については、まったく考慮されていない。⁽⁹⁾

GATT の最大事業である関税の一括引き下げ交渉において、途上国問題が取り上げられたのは、ケネディラウンド（1964～67年）が最初であるといわれている。しかしそこでは途上国への特惠関税が確認されただけで、具体的な措置はとられていない。これに対して、70年代の東京ラウンド（1973～79年）では、すでに EC や日本が次節で述べる一般特惠関税を実施していたこともあって、開発途上国問題は重要な議題であった。この交渉をスタートさせた東京宣言のパラグラフ 5 と 6 は次のように述べている。

（8）GATT については、Dam [1] を参照。GATT 協定文は、小田・石本編 [15] に収録されている。

（9）Dam [1] chapter 14, Less Developed Countries, pp. 225～256 ; 小田・石本編 [15], 348～350 ページ。

「5. (前略) 先進国は、貿易交渉において行なった関税その他、開発途上国の貿易に対する障害の軽減または廃止に関する約束について、相互主義を期待しない。(中略) 閣僚はまた、一般特惠関税制度の維持および改善の重要性を認める。閣僚は、さらに、可能かつ適当な交渉分野において開発途国に対し異なった措置 (differential measures) を適用することの重要性を認める。

6. 閣僚は、後発開発途上国の特殊な状況および問題に特別な考慮が与えられなければならないことを認め、これらの諸国が交渉において、開発途上国の利益のためにとられるあらゆる一般的または個々の措置との関係において、特別な取り扱いを受けることを確保する必要性を確認する。⁽¹⁰⁾

ここには開発途上国一般に対する優遇措置ばかりでなく、GATT の関税交渉史上初めて、最貧国に対する一層の特別措置の必要性が強調されている。

それでは東京ラウンドの成果はどうであったか。

東京ラウンドには99カ国 (うち最貧国は、バングラデシュ、ベナン、ボツワナ、ブルンジ、ハイチ、マラウイ、マリ、ソマリア、スーダン、タンザニア、トーゴ、ウガンダ、南イエメンの13カ国) と EC が参加し、全体として次のような交渉成果を挙げたといわれている。⁽¹¹⁾

(1) まず鉱工業製品の関税引き下げ交渉では、日本が50%、アメリカが30%、EC が25%の関税引き下げを承認し、引き下げ後の税率は、有税品の場合に、それぞれ5.5%前後、6%弱、7%強、無税品を含む全品目でそれぞれ3%前後、4%強、5%弱に達する。

(2) 農産物の関税引き下げ交渉では、「国際酪農品取極」、「牛肉に関する取極」が成立し、その他の個別品目についても二国間の関税引き下げ、非

(10) Moss and Winton compiled [5] pp. 446~447 ;および東京ラウンド研究会編 [16], 51ページ。

(11) 東京ラウンドの成果については、同上書、第2部「交渉の成果」を参照。

関税障壁の軽減が合意された。

(3) さらに非関税障壁の撤廃に関する交渉においては、関税評価の生産様式の統一、政府調達品の調達方法、補助金と相殺関税の賦課、ダンピング防止、製品の規格化、民間航空機貿易などについて国際協定が締結された。

こうして、一般に東京ラウンドは、ケネディラウンドにも劣らない成果を挙げたと評価されている。しかし、東京ラウンドは最貧国に対する特別措置の約束をどれほど果したのであろうか。これについて、GATT 事務局の評価は出ていないようであるが、UNCTAD 事務局は次のような厳しい評価を下している。⁽¹²⁾ すなわち、東京宣言のパラグラフ 6 と第 4 回 UNCTAD 総会の確認 (決議 91 (IV), 96 (IV)) によって、最貧国は「多角的貿易交渉 (MTN) の中で、『特別な取り扱いを受ける』原則を実行に移す具体的な措置がとられると期待していた。しかし、こうした約束を具体化する方法と手段を見出す真面目な努力はみられなかった」。その結果、最貧国の代表は、1978 年 11 月に、最貧国の輸出を拡大し、多様化するための多角的な共通の努力を、MTN の終了によって終らせないために、東京宣言の約束に基づいた法的、制度的基礎を確立するように、統一要求を行なった。にも拘らず、最終文書の中では、「最貧国のための特別の宣言に関して一つの協定も締結され」ず、「最貧国に有利な一般的な約束はフレームワークのテキストによって与えられた約束に限定されるように見える」と。

このフレームワークの改善というのは、GATT の中で途上国特惠に、⁽¹³⁾ はじめて法的根拠が与えられたことを指す。従来は、途上国特惠は GATT 第 1 条の最恵国待遇の供与 (無差別原則) と抵触することから、GATT ではこ

(12) 以下、このパラグラフは、UNCTAD Document, Assessment of the Results of the Multilateral Trade Negotiation, TD/B/778/Rev. 1, part 2, chapter 3, 1982 による。

(13) 東京ラウンドにおける GATT のフレームワーク改正については、東京ラウンド研究会編 [16], 236 ~ 238 ページ。

れを第25条の特別手続きによる一時的な義務免除措置（ウェーバー）を使って切り抜けてきた。実際一般特惠は1971年6月から10年間の暫定措置とされていたのである。東京ラウンドでは、途上国特惠に法的根拠を与えるために、これを授權条項（enabling clause）とし「締約国は、ガット第1条の規定にかかわらず、（イ）一般特惠制度、（ロ）各コードに定める対開発途上国特別優遇措置、（ハ）開発途上国間特惠、および（ニ）後開発途上国に供与する優遇措置については、特に有利な待遇を許与することができる⁽¹⁴⁾」とし、これによって途上国特惠は、はじめて法的根拠を与えられた。しかしそれは途上国一般に対してであって、最貧国に対する特別措置ではない。

こうして、東京ラウンドは、先進諸国をめぐる華々しい交渉の成果と東京宣言における最貧国への特別措置実現の約束にも拘わらず、結果的には、GATTの基礎の上に最貧国の貿易を促進するための具体的な制度を何も実現しなかったのである。

ITOの挫折の後に生まれたGATTが、開発途上国に対する配慮の欠如を攻撃され、UNCTADにおける激しい論争ののち途上国一般特惠を実現し、東京ラウンドにおいては更に進んで途上国の中の最も弱い最貧国にも眼を向け始めたことは評価してよい。しかし期待されていた東京ラウンドは最貧国に対する具体的な特別措置を何一つ実現できなかった。さらに一方で、農産物をその主たる輸出品とする最貧国にとって、国内産業の保護を口実に農産物輸入を厳しく制限している先進国、新興工業国の壁は厚く、輸出の増加が思うに任せないという重い現実がある。自由貿易の推進を理念とするGATTが、工業品についてはほぼ完全に近い自由貿易を実現しながら、こと農産物に関しては、各国のエゴイスティックな保護貿易主義の障害を打破できないこともまた事実である。

(14) 同上書、237ページ。

2. IMF

それではもう一方の国際通貨基金（IMF）の方はどうか。IMF 協定草案の作成にあたっては、英米の通貨当局を代表するケインズの国際清算同盟案とホワイトの連合国通貨安定基金案予備草案とが激しく対立し、結局アメリカの経済的優位が洞察力にみちたケインズの構想を葬り去ったという経緯がある。⁽¹⁵⁾しかし、両者はいずれも、戦間期における国際金本位制再建の失敗とその後の諸列強のエゴイスティックな国際通貨政策を歴史の教訓として構想されたものであり、もしもケインズの国際清算同盟案が採択されていたならば、現実よりはもっと米ドルの支配から解放された国際通貨体制が実現したであろうが、それが開発途上国、とくに貧しい国々にとって、より好ましいものであったかどうかは、疑わしい。

実現した IMF は、（１）各国の割当額（Quota）に依拠した拠出制の基金制度、（２）米ドルを中心に決定された平価の相当厳密な（平価の上下１％以内の）維持、（３）基礎的不均衡と一時的な不均衡とを区別した国際収支不均衡の調整メカニズム、（４）各国通貨の交換性の実現による為替制限の撤廃とを、その主要な柱としている。⁽¹⁶⁾しかし、例えば、各国の割当額が戦前の一時期の国民所得、国際準備、輸出入額を中心に決定され、⁽¹⁷⁾こうして決められた

(15) IMF の成立過程については、R. Gardner [2]、第 5 章、第 6 章、第 13 章、第 15 章、および堀江薫雄 [12] 第 5 章を参照。

(16) IMF の原協定については堀江薫雄 [12]、改定後の協定については内海孚編著 [19] を参照。

(17) IMF 原協定における各国割当額の算定は次式を基礎にしたといわれている。

$$Q = (0.02 Y + 0.05 G + 0.10 M + 0.10 X) (1 + Z)$$

ここで Q は割当額

Y は 1939 年の国民所得

G は 1944 年 1 月 1 日現在の金および交換可能外国為替保有額

M は 1934 年から 1938 年までの期間の年平均輸入額

X は同期間の最高輸出額

Z は同期間の年平均輸出額を国民所得で除した係数

堀江 [12]、126 ページより。

割当額が、IMF の政策決定上の投票数や、IMF 資金引出し限度額や、のちの SDR 配分の基準となったことから明らかなとおり、IMF の制度は当時の各国の経済力のバランスを基礎に構築されたものであり、そこには開発途上国や貧しい国々に対する配慮はみられない。

よく知られているように、60年代に入って、国際通貨情勢は不安定になり、金プール制の導入（1961年）、IMF 一般借り入れ協定（GAB）の締結（1962年）、金二重価格制の採用（1968年）などの国際的努力にも拘わらず、1971年8月のニクソン声明によって固定為替相場制は終止符をうち、1973年3月以降現在まで、変動為替相場制が支配している。またそれを追認する形で1976年には IMF 協定の大幅な改定がおこなわれた。⁽¹⁸⁾こうした不安定な国際通貨情勢が貧しい国の通貨当局にとって、国内政策の大きな障害であったことは、十分推測できる。実際、国際経済における変動相場制の支配以降、最貧国が様々な方法で自国通貨の安定を模索してきたことは、第2図のような苦心にみちた為替取極め一つをみても、容易に推測できる。

最貧国に対する IMF の特別措置はほとんど存在しないのであるが、あえて取り上げるとすれば、次の2つであろう。第1は SDR の創設に際して、最貧国に重点をおく SDR の配分をおこなって、SDR 発行と最貧国への開発援助とをリンクする SDR リンクであり、第2は、恒常的な国際収支難に苦しむ最貧国に対する特別融資制度の創設である。

第1の SDR リンクについては別稿において検討した。⁽¹⁹⁾結論だけをいえば、SDR はケインズが清算同盟案の中で構想した真の国際通貨バンコール（Bancor）の実現であったにも拘わらず、SDR の発行量は、既存の国際通貨米ドルやポンドの流通量に比較して遙かに少なく、しかも SDR の配分は IMF 割当額に比例しておこなわれたから、元来 IMF 割当額の少ない最貧国（IMF

(18) 島崎久彌 [20] 第3章、第4章参照。

(19) 拙稿 [21]。

第2図 各国の為替レート取極 (1983. 6. 30現在)

1. adjustable peg	1. 米ドル, 36カ国 (ブルンジ, ジブチ, エチオピア, ハイチ, ラオス, ルワンダ, スーダン, 北イエメン, 南イエメン)
	2. 仏フラン, 15カ国 (ベナン, 中央アフリカ, チャド, コモロ, マリニジェール, トーゴ, オートボルタ)
	3. その他, 5カ国 (ブータン, 赤道ギニア, ガンビア, レソト)
	4. SDR, 15カ国 (ギニア, ギニアビサウ, マラウイ, サントメプリンシペ, ソマリア)
	5. その他の通貨バスケット, 25カ国 (バングラデシュ, ボツワナ, カーボベルテ, ネパール, タンザニア)
2. 制限付きフロート	1. 単一通貨, 9カ国 (アフガニスタン, モルジブ)
	2. 複数通貨, 8カ国
3. 変動相場制	1. 一連の指標に調整, 4カ国
	2. その他の管理フロート, 22カ国 (シエラレオネ, 西サモア)
	3. 単独フロート, 8カ国

注 1. 数字は当該制度採用国の数, 括弧内は最貧国の例。

出典, IMF, *Annual Report*, 1983, p. 66

割当額の2%前後) にとって, 開発援助としては役立たなかった。

これに対して第2のIMF特別融資制度は, 最近では比較的充実してきている。IMFの原協定には国際収支の赤字に対処する方法として, 基礎的不均衡を解決するための平価の切り下げと, 一時的な国際収支赤字対応策としてのIMFトランシュの利用が明文化されていたが, IMFトランシュの利用には割当額に応じた枠があり, しかも第2クレジット・トランシュ以上の引出しには厳しい条件がつけられていたために, 一次産品市況の急落による輸出所得の減少や石油輸入価格の昂騰などによって国際収支難に陥ることの多かった開発途上国からは, IMFに対する不満が絶えなかった。1963年の輸出補償融資以下の特別融資制度はこうした既存の制約を, IMF制度の枠の中で緩和しようとしたものに他ならない。これには第4表に示すように, 大別して7種類⁽²⁰⁾がある。

(20) IMFの特別融資制度はA. W. Hooke〔7〕において詳しく紹介されている。また天野明弘〔11〕は各制度について簡潔な表を掲載している。

第4表 IMF 特別融資制度

	設 立 年 資 金 源	目 的	利用条件	融 資 枠
輸出変動補償融資 (CFF)	1963 (その後改正) 一般資金	一次産品輸出の一時的落込み補償, 最近では穀物輸入増も	輸出の落ち込みが一時的 外的要因であることの証明	割当額の100%まで
緩衝在庫融資	1969 一般資金	一次産品国際商品協定の 緩衝在庫基金への拠出	国際商品協定への出資と 国際収支困難の証明	割当額の50%
オイル ファシリティ	1974, 1975のみ 産油国, 先進国から借入	石油輸入コスト急増の救済	経常取引制限の回避, 石油節約, 代替エネルギー開発政策提示	割当額の75% (1974), 125% (1975), と石油輸入コスト増のいずれか低い方
拡大融資 (EF)	1974 一般資金	経済構造や開発計画など 長期的, 巨額の資金援助	長期の資金需要を証明し 政策措置を提示すること	割当額の140% (一般資金との合計で165%まで)
補完的融資 (SFF)	1979, 一時的 加盟国とスイスから借入	割当額に比べ巨額の国際 収支難救済	高次のクレジット・トランシュ 取決め又は拡大融資 EFと併給	クレジット・トランシュの場合, 第1クレジットのみ1:0.5比率, 第2クレジット以上1:1.25比率, 拡大融資の場合1:1で140%
拡大アクセス政策 (EAP)	1981, 一時的 SFFと同じ	SFFの後継措置		
トラスト ファンド	1976 IMF保有金売却	低所得国への援助	1976年融資では1973年一人当たりGNP 300 SDR以下, 1978年融資では, 1975年のそれが520ドル以下	

出典, A. W. Hooke, *The International Monetary Fund*, IMF pamphlet series, No. 37,
1982. 天野明弘『国際金融論』, 第13-3～第13-8表を参考に作成。

まず1963年には, 輸出所得の一時的な落込みを補償する「輸出変動補償融資 (Compensatory Financing Facility, CFF) 制度」が設立された。これは65年, 75年に制度改正が行なわれ, 融資条件が緩和されるとともに最近では穀物輸入の増加によって国際収支難に陥る場合にも適用されるようになった。1969年に設立された「緩衝在庫融資制度 (Buffer Stock Facility, BSF)」は IMF が認めている砂糖, ココア, すずなどの国際商品協定の参加国に対して緩衝在庫基金への拠出金を援助するものである。次の「オイルファシリティ (Oil Facility)」は, その名の示すとおり, 第1次石油危機の際に, とくに非産油途上国の輸入コストの急増を産油国や先進国からの借り入れによって救済したものである。「拡大融資 (Extended Facility, EF)」以下, 「補完的融資制度 (Supplementary Financing Facility, SFF)」, 「拡

大アクセス政策 (Enlarged Access Policy, EAP)」制度は構造的な国際収支難に陥っている諸国、とくに開発途上国を救済するための措置であり、70年代末に次々と設立されていることが注目される。しかし、最貧国にとって特別重要なのは、IMF 保有金の売却利益を基礎に創設された「トラストファンド (Trust Fund)」であろう。IMF 第2次改正のあと IMF 理事会は保有金の約1/3にあたる5000万オンスを売却、そのうち2500万オンスの売却益をトラストファンドにあてることを決定した。売却益は46億ドルであったが、そのうち13億ドルは1975年時点の割当額に応じて104の開発途上国に直接に分配され、残りの33億ドルが、1976年と1978年の2回にわたって、第2表の条件をみたす43か国および53か国の低所得国に融資された。融資は81年3月に終了し、第1回の融資総額は8億4100万 SDR、第2回のそれは21億 SDR⁽²¹⁾であったといわれている。

問題はこれら特別融資制度の利用状況であるが、1970年から81年までの12年間に限って、これら特別融資制度のフロータームの利用額の合計を計算したものが第5表である。買い入れ(引出し)総額は413億 SDR で、非産油途上国全体で61.1%にあたる252億 SDR を引出しているが、最貧国も5.7%、23.5億 SDR を引出している。項目別では、輸出所得の穀物輸入を合わせた補償融資68億 SDR は、非産油国が91%、62億 SDR、最貧国が10%、6.8億 SDR を引出している。オイルファシリティ69億 SDR については、非産油国が49%、34億 SDR、最貧国が4%、2.8億 SDR である。拡大融資 (EF) はすべて非産油国が100%利用しており、最貧国は、通常資金で14%、2.8億 SDR、SFF との結合で26.9%、2.6億 SDR 利用している。最後にトラストファンドについてみると、IMF 割当額に応じた金売却の配分では最貧国の比率は8.4%に過ぎないが、融資制度では19%、5.7億 SDR の融資を受けていることがわかる。全体として、輸出所得不足と穀物輸入の補償制度、拡大融資

(21) トラストファンドについては、A. W. Hooke [7], pp. 53~54による。

第5表 IMF 特別融資制度の利用状況 (1970～81年)

(単位, 百万 SDR, %)

	全 世 界	非 産 油 途 上 国	全世界に 対する割 合, %	最 貧 国	全世界に 対する割 合, %	
買入れ総額	41,320.8	25,245.0	61.1	2,353.0	5.7	
リザーブトランシュ	9,544.3	2,304.1	24.1	124.9	1.3	
クレジットトランシュ	通常資金	11,675.1	6,956.4	59.6	635.8	5.4
	SFF	2,617.4	2,617.4	100.0	51.8	2.0
	EAP	305.5	305.5	100.0	53.1	17.4
補償融資	輸出所得	6,740.4	6,146.2	91.2	664.1	9.9
	穀物輸入	12.0	12.0	100.0	12.0	100.0
緩衝在庫	103.9	72.9	70.2	0.0	0.0	
オイルファシリティ	6,902.5	3,410.9	49.4	279.4	4.0	
拡大融資	通常資金	1,992.1	1,992.1	100.0	280.0	14.1
	SFF	947.5	947.5	100.0	255.0	26.9
	EAP	480.6	480.6	100.0	0.0	0.0
トラストファンド	融資	2,991.5	2,991.5	100.0	568.7	19.0
	金売却	1,003.4	827.6	82.5	84.0	8.4
備考 IMF割当額						
1981年末	60,674.0	16,601.9	27.4	1,277.3	2.1	
第8次増資後	90,034.8			1,662.0	1.9	

出典, IMF, *International Financial Statistics, Supplement on Fund Accounts*, 1982, pp. 10～11より算出。

(EF), 補完的融資 (SFF) において, 最貧国の制度利用状況は高く, また低所得国向けのトラストファンドも期待を裏切っていないことが窺われる。

率直に言って, IMF は当初は貧しい国のものではなかった。国際通貨の安定は経済合理性を追求するものであるから, 最貧国だけに特別待遇を認めることが出来ないと行ってしまえばそれまでであるが, 開発途上諸国の批判を前に IMF の姿勢も柔軟になってきているように思われる。しかし, 特別融資制度の設立過程にみられるように, IMF の改革は計画性がなく場当りのである。それでは貧しい国の真の救済は実現できないのではないか。

3. 世界銀行グループ

IMF と並行して設立された国際復興開発銀行 (IBRD) は, はじめはヨー

ロッパの復興にその力点を置いていたが、50年代に入りマーシャルプランによってヨーロッパの復興が軌道にのると、活動の主力を途上国の開発に注ぐようになった。

設立当初100億ドルの授権資本で出発した IBRD は、59年（10億ドル）、63年（10億ドル）、65年（20億ドル）、70年（30億ドル）と増資を重ね、巨大な国際開発銀行に成長していくが、こうした IBRD の急速な業務拡大にはひとつの大きな秘密があった。それは IBRD の授権資本に占める加盟国の払い込み資本（自己資本）の比率が極端に低く（設立当初で20%、59年増資ではゼロ、その後は10%）、他は請求払い資本という名目で、IBRD の要請があり次第加盟国が払い込むということにして、実際には払い込まれず、しかも IBRD がこの請求払い資本を担保として、国際資本市場から借入れを行ない、IBRD の自己資本と合せて開発途上国への融資にあてていたということである。⁽²²⁾

IBRD の融資資金の8割以上が民間市場からの借入れに依存していたことから、IBRD の融資条件が厳しかったのはやむを得ない。IBRD は融資適格性の判定において、（1）収益性のある特定プロジェクトを対象とし、（2）外貨コスト分の融資に限定し、ローカルコスト分は融資せず、（3）借入れ国政府の保証を要求するなど、厳格な条件を堅持する一方、貸出金利は、1951年の4.0%、61年の5.5%、70年の7.25%と比較的高い水準を維持し、しかも次第に上昇してきた。融資期間も、最近の状況では、融資実行期間が6～7年であるのに対して、返済は据置4年、償還期間17年といわれ、しかも原則として融資通貨による返済が義務づけられている。⁽²³⁾ こうした条件では、貧しい開発途上国は容易に IBRD から融資を受けられない。実際、IBRD 開設の

(22) IBRD と IDA の歴史は、加舎章編著〔14〕が適切な紹介をしており、ここでの IBRD の増資、融資条件などについても、同書、182ページの記述に負っている。

(23) ロットバーク「世界銀行：財務の一考察」、世界銀行、1981。

1947年から現在まで、IBRD の融資に占める低所得国のシェアは僅かである。

IBRD の融資が貧しい開発途上国のニーズに沿わないものであったために、50年代の後半には、ソフトローンの開発融資が話題になり、1960年に IBRD の姉妹機関として「国際開発協会 (International Development Association, IDA)」が、資本金10億ドルで業務を開始する。この IDA が、現在の⁽²⁴⁾ プレトウッズ機構のなかで最大の最貧国援助機関である。

IDA の場合には、民間市場からの借入れはなく、資金はすべて加盟国の出資金と拠出金、および IBRD からの振替によって調達される。IDA は1965年 (7.5億ドル)、69年 (12億ドル)、72年 (24億ドル)、75年 (45億ドル)、78年 (75億ドル)、81年 (120億ドル) と、約3年に一度ずつ6次にわたる増資をおこない、その結果、現在では各国の拠出金は合計300億ドルに達している。主要な拠出国は米 (92億ドル)、日、西独 (いずれも33億ドル)、英 (32億ドル) などの先進諸国であるが、韓国、コロンビアなど、以前に IDA 資金の借入れ国であった開発途上国が、経済発展とともに借入れ国から「卒業」し、拠出国に転換しているのが興味深い。この拠出金と、IBRD 資金からの振替、及び IDA 自身の所得を加えた IDA の融資承諾可能な資金は、1982年6月現在で合計255億ドルにのぼる。

IDA の融資条件は、期間50年 (10年据置の後、次の10年は毎年元本の10%ずつ返済、残りの30年は毎年元本の3%ずつ返済)、金利はゼロ (ただし管理費用として、0.75%の手数料を請求)、返済通貨も「当初融資された通貨と同価値の交換可能通貨または IDA が認めるその他の通貨」(第4条1項)となっていて、融資通貨に限定していない。これをみても、IDA の融資が、民間資本や IBRD の融資と比較して、柔軟であることが窺える。⁽²⁵⁾

(24) IDA については、加舎章 [14] のほかに、最近 World Bank [10] が公表された。

(25) IBRD と IDA の協定文は、小田・石本編 [15] に収録されている。

第 6 表 IDA と IBRD の融資承諾額、分野別融資状況 (1961～82年)

	合計融資承諾額		IDA/IBRD 混合融資	
	IDA	IBRD のみ	IDA	IBRD
農業・農村開発	37	22	39	14
基礎的インフラ部門	30	42	31	47
エネルギー	13			
運輸	13			
電信電話	4			
工業	8	20	7	30
その他のインフラ部門	6			
上下水道	4			
都市化	2	12	10	5
人的資源開発	7			
教育	6			
人口・保健・栄養	1			
ノンプロジェクト融資	12	4	13	4
合 計	100	100	100	100

出典, 世界銀行『IDA 歴史と回顧』, 31, 39ページ.

IDA の融資対象も, 原則として IBRD と同様, 特定のプロジェクトであるが, IBRD の場合にははっきり「生産施設及び生産資源の開発を含む生産的目的のため」(第 1 条 i) と規定してあるのに対して, IDA の場合には「関係地域の必要に照らして開発上の優先度が高いと協会が認める目的のため」(第 1 条) としており, より柔軟な姿勢を示している。実際, 第 6 表によって IBRD と IDA の融資対象を分野別に比較してみると, IBRD の融資が基礎的インフラストラクチャーや工業部門を重点とするのに対して, IDA の融資は農業・農村開発, 人的開発 (教育), およびプログラム援助, 技術援助など, 長期間を要し, 収益性のあげにくいものを重視してきたことが明らかである。また一国が IBRD と IDA の双方から融資を受ける場合には, IBRD の融資を基礎的インフラストラクチャーや工業部門にあて, IDA の融資を農業・農村開発やノンプロジェクトなどに当てるという振分けがみられる。

第7表 IDA と IBRD の融資承諾額、借入
国一人当り所得別融資承諾額

1980年一人当り所得	I D A	I B R Dのみ
410ドル以下	81	8
411～730ドル	17	24
731～1275ドル	1	17
1276～2200ドル	1	36
2200ドル超過	0	15
合 計	100	100

出典、第6表に同じ、31ページ。

IDA と IBRD の相違は融資対象国の違いとしても現われている。第7表にあるとおり、IBRD の場合には厳しい融資条件に耐えうる中所得国が中心であるのに対して、IDA の場合には1980年の一人当り所得が410ドル以下の低所得国36ヵ国が8割以上を占めている。これは IDA が資金供与の適格性を

決定する基準として、

1. IDA の融資は最貧国向けに行なうこと
2. 民間資金や IBRD の融資が不可能な、信用度の低い国に融資を行なうこと
3. 資金の有効利用能力、融資に適するプロジェクトの有無を含め、借入国⁽²⁶⁾の経済的パフォーマンスがよいこと

の3点を挙げていることによる。ちなみにこの36ヵ国は国連で認定された最貧国36ヵ国のうちの28ヵ国と、マダガスカル、ザイール、ベトナム、ビルマ、パキスタン、中国、スリランカ、インドの8ヵ国であり、一方国連認定の36ヵ国のうち、ジブチ、南北両イエメン、レソトの4ヵ国は411ドル以上に算定され、残るボツワナ、ブータン、カーボベルテ、サントメプリンシペの4ヵ国は IDA の融資対象国から除外されている（ただしボツワナは IDA の以前⁽²⁷⁾の借入れ国）。

第8表は、IDA が1961年の事業開始以来、ボツワナを含む国連認定の最貧国33ヵ国にどれほどの融資を与えてきたかを、60年代と70年代にわけて計算

(26) World Bank [10]、邦訳23～24ページ。

(27) 同上書、邦訳30ページ。

第8表 IDA の融資対象国

	I D A 融資承諾額		人 口	一人当り融資
	1961～70 百万ドル (%)	1971～82 百万ドル (%)	1980, 百万人	実 行 額 1980, ドル
総 額	2,823 (100)	23,916 (100)		
うち最貧国33カ国	272 (9.6)	7,364 (30.8)	273.8	1.8
備考5大借入国				
インド	1,271 (45.0)	9,195 (38.4)	673.2	0.8
バングラデシュ	— (—)	2,179 (9.1)	88.5	1.7
パキスタン	490 (17.4)	1,128 (4.7)	82.2	0.9
エジプト	26 (1.1)	955 (4.0)	39.8	0.9
インドネシア	132 (4.7)	800 (3.3)	146.6	0.2

注 1. 最貧国33カ国は、第2表の36カ国からブータン、カーボベルテ、サントメプリンシペを除いたもの。

出典、第6表に同じ、付表5、6より算出。

してみたものである。融資承認額でみると、60年代には総額28億ドルの9.6%、2.7億ドルが最貧国に配分されていたが、70年代には239億ドルの30.8%、73.6億ドルが配分されており、最貧国の比重が上昇している。実は、IDA の融資を各国別にみた場合にはインド、パキスタン、インドネシアなど大人口国の絶対額が多いために、しばしば IDA の融資は一部の国に偏っているという批判が聞かれることがある。たしかにこの表の備考欄にあるとおり、一国としてはインド、バングラデシュ、パキスタン、エジプト、インドネシアの5カ国が最大借入れ国であり、その総計は全体の60%にのぼる（ただしバングラデシュは最貧国）。しかしこれを受入れ国の人口一人当りに換算してみると、右欄にあるとおり、最貧国が1.83ドルであるのに対して、インドは0.8ドル、パキスタンは0.9ドルであり、むしろ最貧国の方がより多い融資を受けていることがわかる。

IDA はその回顧録『IDA 歴史と回顧』にもあるとおり、最初は IBRD 同様インフラストラクチャーに重点をおいた開発援助を推進したり、南アジアの実績をサハラ以南のアフリカ諸国にそのまま持ちこむなどして、苦い失

敗を経験している。⁽²⁸⁾しかし最近では最貧国の農村開発にも十分眼をむけ、地域に即した開発援助を展開している。先進諸国の拠出金を主な資金源にして、国際的な視野からソフトな融資を実現しているなど、IDA はブレトンウッズ機構の中でほとんど唯一の最貧国向け機関になっている。

あ と が き

現代の支配的な国際機構であるブレトンウッズ機構は、これまで最貧国に対して十分な配慮を講じてこなかった。この機構が、本来先進国中心に構築されたことに加えて、その後の改正においても経済格差を無視した議論が支配的であったためである。ブレトンウッズ機構の中で最貧国に特別重点をおいて活動している唯一の機関は IDA であるが、これは開発援助機関であって、最貧国が本来めざすべき経済自立化のためには、いわば消極的な役割を果たすものである。最貧国が真に経済的自立を実現するためには、貿易や国際収支がバランスしなければならないが、GATT や IMF は、未だ十分に最貧国の要望を実現していない。開発援助は勿論必要であり、それなくしては現在の最貧国の経済は成り立たないが、真に望ましい国際経済とは最貧国を先進国と対等の地位につけるよう、貿易、国際通貨の面で便宜を図るものであろう。GATT と IMF が最貧国の経済自立を保障するように改革されなければならない。

しかし、東京ラウンドはケネディラウンドよりは一步前進であったし、最近の IMF 特別融資制度が最貧国のニーズを考慮していることも疑いない。この方向が一層促進されることを期待したい。

(28) 同上書、邦訳84～88ページ。

引用文献

- [1] K. W. Dam, *The GATT—Law and International Economic Organization*, Univ. of Chicago Press, 1970
- [2] R. Gardner, *Sterling—Dollar Diplomacy—The Origins of the Prospect of our International Economic Order*, Mc Graw-hill, 1969, 村野孝・加瀬正一訳『国際通貨体制成立史—英米の抗争と協力』, 東洋経済新報社, 1973
- [3] IMF, *IMF Annual Report*, 1983
- [4] IMF, *International Financial Statistics*, Supplement on Fund Accounts, 1982
- [5] A. G. Moss and Harry N. M. Winton compiled, *A New International Economic Order*, UNITAR I
- [6] R. Prebisch, *Toward a New Trade Policy for Development*, Report by the Secretary-General of the UNCTAD, 1963, 外務省訳『新しい貿易政策を求めて』, 国際日本協会, 1964
- [7] A. W. Hooke, The International Monetary Fund, IMF Pamphlet series, No. 37. 1981
- [8] UNCTAD Secretariat, The Least Developed Countries in the 1980 s; Report by the Secretary-General of the United Nations Conference on the Least Developed Countries, A/COF. 104/2 ; Add. 2. 3, 1981
- [9] UNCTAD Secretariat, Basic Data on the Least Developed Countries, TD/276/Add. 1, 1983
- [10] World Bank, *IDA in Retrospect—The First Two Decades of the International Development Association*, 1982, 世界銀行『IDA 歴史と回顧—国際開発協会の20年』, 1982
- [11] 天野明弘『国際金融論』, 筑摩書房, 1980
- [12] 堀江薫雄『国際通貨基金の研究』, 岩波書店, 1962
- [13] 金田近二編著『国際経済条約集』, ダイアモンド社, 1965
- [14] 加舎章編著『国際開発金融』, 外国為替貿易研究会, 1977
- [15] 小田滋・石本泰雄編『解説条約集』, 三省堂, 1983
- [16] 東京ラウンド研究会編『東京ラウンドの全貌』, 日本関税協会, 1980
- [17] 東京商科大学国際関係研究会『国際貿易憲章の研究』, 有斐閣, 1948
- [18] 通産省『経済協力の現状と問題点』, 各年版
- [19] 内海孚『新しいIMF』, 外国為替貿易研究会, 1976
- [20] 島崎久彌『金と国際通貨』, 外国為替貿易研究会, 1983
- [21] 拙稿「開発援助のための国際税 (II)」, 本誌, 第15巻第4号, 1984